

瀬戸内国際芸術祭 2022 商業利用専用公式ロゴ使用規程

瀬戸内国際芸術祭 2022（以下、「芸術祭 2022」という。）の商業利用専用公式ロゴ（以下、「商業用ロゴ」という。）を使用する場合は、次のとおり取扱うものとする。

1 申請者

商業用ロゴの使用申請ができる者は、瀬戸内国際芸術祭 2022 に対して 200 万円以上の現金協賛をする企業等とする。

2 使用許諾の範囲

実行委員会が認めた次のものに限り、商業用ロゴの使用を認める。

- ① 自社の商品及びそれに付随するもの
- ② 商業を目的とした自主発行の広報物等

3 申請手続き及び使用許諾契約

- (1) 申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、第 1 号様式を瀬戸内国際芸術祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に提出する。
- (2) 実行委員会は、本使用規程等に照らし、適当と認めるときはその結果を第 2 号様式又は承認できないときはその結果を第 3 号様式により当該申請者に通知するものとする。
- (3) 実行委員会は、使用が認められた者（以下、「使用者」という。）に商業用ロゴのデータを使用マニュアルとともに提供する。
- (4) 使用者は、デザインイメージを実行委員会に提出し、デザイン監修を受ける。その際、使用者が使用マニュアル及び 4 の遵守事項を守らない場合は、商業用ロゴの使用を認めないものとする。
- (5) デザイン監修後、実行委員会と使用者は第 4 号様式により、使用許諾契約を締結する。
- (6) 使用するロゴデザイン又は商品が変更になる場合は、使用者は再度実行委員会に申請書を提出し、使用許諾契約を締結するものとする。
- (7) 実行委員会は、必要に応じて承認後の使用状況について報告を求める。報告の求めに応じない場合は、商業用ロゴの使用を認めないものとする。

4 遵守事項

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 商業用ロゴの形状を変更しないこと。
- (2) 色彩については、使用マニュアルを遵守すること。
- (3) ロゴデータの複製及び第三者へデータの提供をしないこと。
- (4) 申請した用途以外で使用しないこと。
- (5) 提供する商品の品質を保証・担保するものとして使用、又はそのように見えるように使用しないこと。
- (6) 商品・サービス名や企業・団体名と組み合わせて使用しないこと。
- (7) 法令や公序良俗に反するような物品への使用や使用方法、瀬戸内国際芸術祭のブランドイメージを損なう使用をしないこと。

5 使用許諾料

- (1) 使用者は、実行委員会が次に定めるとおり、商業用ロゴの使用許諾料を実行委員会に支払うものとする。
 - ① 協賛額 200 万円以上 500 万円未満の場合
商品の販売総額（販売小売価格（消費税を含む。）にその販売数を乗じて算出される金額）に 3 パーセントを乗じて得た額
 - ② 協賛額 500 万円以上 1,000 万円未満の場合
商品の販売総額（販売小売価格（消費税を含む。）にその販売数を乗じて算出される金額）に 1 パーセントを乗じて得た額
 - ③ 協賛額 1,000 万円以上（パートナー企業）の場合
使用許諾料なし
- (2) (1)の規定にかかわらず、実行委員会が特殊な事情があると認める商品については、使用許諾料を別途個別に協議の上決定することができる。

6 使用許諾の期間

商業用ロゴの使用許諾の期間は、使用許諾契約により使用許諾を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに双方から意思表示がなければ、同じ条件でさらに 1 年間更新するものとし、以降も同様とする。なお、契約を更新できる最長期間は、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

7 使用許諾料の報告及び納付

- (1) 使用者は、翌年度 4 月 10 日までに、第 5 号様式により使用許諾に係る報告を実行委員会に提出するものとする。なお、報告には、商品の販売小売価格、販売数がわかる資料を添付すること。

- (2) 使用者は、使用許諾に係る報告を提出後、翌年度4月20日までに、使用許諾料を指定の口座に振り込むものとする。但し、振込日当日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。
- (3) 振込手数料は、使用者の負担とする。
- (4) 納入された使用許諾料は、理由を問わず、これを還付しない。

8 使用許諾契約の解除

- (1) 使用者は、商業用ロゴを使用する必要がなくなったときは、第6号様式を実行委員会に提出し、契約を解除するものとする。
- (2) 実行委員会は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該使用許諾契約を解除し、又は当該使用許諾を取り消すことができる。
 - ① 使用者が本使用規程に違反したとき。
 - ② 使用者が使用許諾契約の条件に違反したとき。
- (3) 実行委員会は、使用許諾契約の解除及び使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

附則

この規程は令和3年12月17日から適用する。